

か?『花伝社2006年』)

筆者(東京在住)もダム予定地を案内され歩いたが、沢も森もいきいきとして実に美しく、水没させるにはあまりにも惜しい。ましてや「いらない」ダムである。ハツ場ダムもそうであるが、裁判を重ねてダム計画に関する事実が明らかになるたび、「いらない」という確信は強まる。秋田県の財政は厳しく、人口減少も著しい状況で、公金支出の適正さを担保する地方自治法、地方財政法、住民訴訟制度が十分に活かされなければならな

い。

成瀬川と合流する皆瀬川は、上流に皆瀬ダムがつくられて濁りのとれない川になってしまった。成瀬川で魚を採ったりしている地元の人は、このことをよく知っていて、成瀬川を皆瀬川のようにはしたくないと思っている。

貴重な自然、自治体の財政をまもるため、裁判での勝利をめざすとともに、「成瀬ダムいらない」の声がひろがるよう活動していきます。全国のみなさま、ご支援下さいますようお願いいたします。



沈む赤滝

## 消えゆく命を救えぬ種の保存法に価値があるのか?

草刈 秀紀 (WWFジャパン)

### はじめに

1992年に制定された「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(以下、種の保存法)」が国会で一部改正される。

制定以来、21年ぶりの改正である。主な改正点は、違法な譲渡し等について罰則の量刑を大幅に引き上げる、譲渡し等が禁止されている希少野生動植物について、インターネットの掲載も禁止する、認定を受けた者が保護増殖事業として行う個体等の譲渡しについて大臣の許可を不要とする、の3点である。これらの改正点のうち、特にについては、大幅に罰金が引き上げられることから、かねてより問題とされてきた希少野生動物の違法取引犯罪および再犯を抑止することが期待される。また、についても、インターネット上の安易な違法取引が増え続けている昨今、時代を見据えた改正点として評価できる。

このように、歓迎すべき点はいくつかあるものの、今回の改正案では、国内の希少種を保全する法的な手当

は何もなく、21年ぶりにやっとたどり着いた改正としては不十分と言わざるを得ない。そこで、種の保存法の根本的な問題点を明確にする。

### 歴史的な経緯

種の保存法が制定される20年前に、二国間の渡り鳥保護条約で絶滅のおそれのある鳥類として通報のあった種について、輸出入の規制および取引規制を行う法律として特殊鳥類の譲渡等の規制に関する法律(1972年)が制定された。この国内法の整備が整ったことにより、日本は、日米渡り鳥条約、日豪渡り鳥協定、日中渡り鳥協定および日ソ渡り鳥条約を締結している。

一方、種の保存法が制定される17年前、1972年の国連人間環境会議において「特定の種の野生動植物の輸出、輸入および輸送に関する条約案を作成し、採択するために、政府や政府組織の主催による会議を出来るだけ速やかに招集すること」が勧告された。これを受けて、アメリカ政府および国際自然保護連合(IUCN)が中心

となって野生動植物の国際取引の規制のための条約作成作業が進められた。1975年7月に絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(以下、ワシントン条約)が発効された。日本は、1980年11月に締約国となった。

同条約に基づく水際規制を補完するために国内の取引規制を行う法律として絶滅のおそれのある野生動植物の譲渡の規制等に関する法律(1982年)が制定された。

10年後の1992年、環境と開発に関する国際連合会議において「生物の多様性に関する条約」の採択に向けた動きが活発化したことから、日本としても早急に種の保存を目的とした制度を確立することが急がれる状況となり、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(1992年)が制定され、1993年4月に施行された。この時、二つの譲渡の規制に関する法律が種の保存法に統合され廃止された。また、特殊鳥類として指定された国内の鳥類38種が国内希少種に、二国間渡り鳥条約の対象種133

種およびワシントン条約対象種482種が国際希少種として、当該譲渡に関する法律の廃止に伴い指定種が種の保存法に移行された。

## 制定当時のマスコミ

種の保存法制定当時のマスコミの記事を見ると、環境庁の意気込みが伺える。

1992年2月から3月の記事では、「審議会答申は、人類が地球のあらゆる所に影響を及ぼしている現代、野生動植物を放置しておいては、種の絶滅は防ぎきれず、人による積極的な保護対策が急務と強調。さらに野生動植物の種の保護はその個体だけではなく、生息地も一体として進め、対策は将来の状態を見通して行うべきとしている。」「日本の野生生物保護は他の先進国に比べ大幅に立ち遅れている。米国では1973年に「絶滅のおそれのある種の法」を制定、最高懲役5年、罰金2万ドルという強い罰則すら用意して、違法取引や生息地の破壊を取り締まっている。自国の原産種の絶滅の危機からの回復を国家の義務と考えるだけでなく世界の野生生物保護に積極的に関与すべきだとする思想がうかがえる。環境庁は野生生物保護法の制定により、一気に「自然保護に不熱心な国ニッポン」の汚名返上を目指す。」

このように種の保存法制定当時は、多くの市民から期待された法律であった。

## レッドデータブックと種の保存法

レッドデータブックは、絶滅のおそれのある野生生物について形態、生態、分布、生育・生息環境、絶滅の要因、保全対策などのより詳細な情報が記載された書籍のことであり、1966年にIUCNが中心となって作成されたものに始まり、現在は各国や団体によって、これに準じるものが多数作成されている。

国内でレッドデータブックの策定をいち早く手掛けたのは、WWFジャ

パンと日本自然保護協会による「我が国における保護上重要な植物種の現状」であり1989年に出版された。これをきっかけに環境省が国版を作成したのである。

レッドデータブックから絶滅のおそれのある野生生物の名称、カテゴリーなどの最低限の情報のみをリストするものをレッドリストと言うが、最新の知見では、絶滅の恐れのある種が3597種リストされている。その内、種の保存法の国内希少種として指定されているものは、現在90種のみであり約3%の指定にとどまっている。過去5年間で比較すると2007年に3,155種であったものが2013年には、3,597種となり、約450種も増加している。

## 科学委員会の設置

種の指定が遅滞として進まない根本的な原因は、レッドリストには科学者による「絶滅のおそれのある野生生物の選定・評価検討会」が設置され検討されているのに対し、種の保存法では中央環境審議会の意見を聞かなければならないとされているところにある。また、同審議会の下に野生生物部会が置かれ主に選定の有無について議論されるがほとんどの場合、行政主導の指定手続であり、国内希少種選定の基準・方法やプロセスが不透明であり、絶滅の危険性よりも環境省が指定しやすい、または、指定したい種を選んでいるのが現状である。

環境大臣が諮問した生物を審議するのではなく、科学的見地から絶滅のおそれの高い種や保全施策を積極的にとるべき種を選定し、大臣に対して指定を促す権限を持った常設の科学委員会を設置して、国内希少野生動植物種の指定を推進すべきである。

## アメリカやEUの状況

日本の種の保存法は、アメリカの種の保存法を参考にしたと言われている。指定種数や回復計画で比較し

ても比べものにならない。アメリカでは、現在、1,382種が指定され、1,137の回復計画が進められているのに対し、日本の回復計画は、わずか49件に止まっている。

EUでは、飛翔する鳥類と生きものの生息地の二つに分けて規定されており、生息地については、付表に保護すべき生態系があげられ、付表では具体的種があげられ加盟国は、これに従って対応しなければいけない。日本の国土とほぼ同じ面積のドイツと比較すると生息地は、34,655km<sup>2</sup>が指定されているのに対し、日本の生息地等保護区は、8,850km<sup>2</sup>であり4倍も差がある。

## ずさんな答申と審議会

生物多様性基本法の附則2条および生物多様性条約第10回締約国会議で定まった愛知目標を受けて、種の保存法の施行状況の見直しが2011年10月から始まった。

10月から2012年2月まで、我が国の絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する点検会議が3回開催され、同時並行的に11月から2012年1月まで、希少野生生物の国内流通管理に関する点検会議が2回開催された。3月には、絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する点検の結果がまとめられ報道された。

その後、おざなりのまま8ヶ月間が経過し、昨年12月に中央環境審議会野生生物部会で絶滅のおそれのある野生生物の保全につき今後講ずべき措置について諮問された。この諮問を受け、12月20日から2013年1月18日まで「絶滅のおそれのある野生生物の保全につき今後講ずべき措置について(答申案)」がパブリックコメントに掛けられた。

残念ながら野生生物部会が開かれることもなく、種の保存法の改正案が環境省内部で進められ、2月8日には内閣法制局のやり取りもほぼ終わり、法案がまとまっていると連絡を得た。

種の保存法では、中央環境審議会の意見を聴かなければならないはず



だが、審議会の答申がされないまま、法案だけが一人歩きし、違法な状況が続いている。生物多様性基本法の第21条で、政策形成に民意を反映し、その過程の公正性、透明性を確保し、事業者、民間の団体など多様な主体の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う、としている。この点からも民意無視の政策決定がされていることは甚だ遺憾である。

## 遅々として進まない希少種条例

都道府県で希少種条例が策定されており、2011年10月現在、31都道府県で制定されているが、16府県で未制定であり、特に東北地域は、岩手県を除き、空白地帯となっている。また、商業的に繁殖可能でその譲渡・譲受の監視が必要な種を指定する「特定希少野生動植物種」の指定制度があり、高山植物やラン科の植物の採取・譲渡が問題となっているが、種指定がされているのは北海道と3県だけであり、制度があっても種が指定されていない、または、制度がない都府県も多く、希少な植物は、保全されていない。

## 国際希少種について

種の保存法は、ワシントン条約の国内法として水際規制を補完するために国内の取引規制を行うという役割がある。

トラフィックイーストアジアジャパンでは、種の保存法の改正における4つの最優先課題を挙げ政府に改正法の修正を求めている。

生きた国際希少野生動物種の個体登録の際、分類群ごとの特性に応じて有効な識別技術・手法を用い、一対一の個体識別が確実にできるようにする。登録された個体の情報や取引経緯などを一元化し、一般公開される仕組みを制度化すること。

国際希少野生動植物を取り扱う業者の登録を必須とする。業者登録の要件に同法あるいは関連法規への違反がないことを含め、更に登録業

者情報は公表すること。

交雑個体に関する定義や記述が「種の保存法」でなされていないために、希少野生動植物種の交雑個体が規制対象の種として扱われずに法規制から外れている。ワシントン条約と同等レベルに交雑個体を規制対象とすること。

希少野生動植物種の「個体等の範囲」について、「容易に識別することができる」部分を削除し、識別困難を理由に規制対象外としないようにすること。

## 失われた20年間

絶滅の恐れのある野生生物が増大しつつあるなかで、種の指定もままならず、保護区も少なく、都道府県における希少種保護の施策も遅々として進んでいない。国際的にもワシントン条約の対策も遅れている。

日本の野生生物は、無主物であり国のものでも国民のものでもない。野生生物と言う声なき被害者の為に、今私たちは、失われた20年間を取り戻すべく政策決定者である国会議員に対して、最善を尽くすよう要請している。

## 最後に

環境省は、今回の一部改正案に5年後の見直し条項が付くので5年後に抜本的な見直しをすれば良いと言う。四半世紀も絶滅の恐れのある野生生物を保全できず放置する姿勢に種の保存法に価値があるのか疑問を抱かざるを得ない。

説明不足の項目もあるが、政権与党および野党に対して私たちは、抜本的な見直しに向けた以下の項目を提案している。

種の絶滅を防ぐためには、種の保全と流通の制限の2本立てで検討すべきである。

目的条項に「生物の多様性の確保」を明記するべきである。

種の選定、指定に関して法律に基づく常設の科学委員会を設置すべきである。

国民による種の指定提案制度を設けるべきである。

指定後のモニタリングの仕組みをつくり、その結果を保護増殖事業(回復計画)の対象選定に活用するべきである。

「絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略」を全省庁横断で策定し法定計画とするべきである。

保全の為に十分な予算措置を担保するべきである。

学校教育及び社会教育を推進する条項を設け、教育・普及啓発を促進すべきである。

都道府県の希少種保全の条例等、取り組みを努力規定とすべきである。

国際希少野生生物の流通管理の視点から見た「種の保存法」改正における4つの最優先課題を実行すべきである。

最後に、半年から2年後には、抜本的な見直しを行うべきであり、その為の検討作業を開始すべきである。

